突哨山運営協議会 2017年度第10回総会

2017年5月15日 18:30~ 旭川市職員会館

出席者 出羽寛 塩田惇 寺島一男 澤田勇 工藤由紀子 黒川博義 舟橋健桐一郎 近二小五十嵐教頭 旭川市役所公園みどり課斎藤次長・田島主幹・請川淳也・矢萩正朋 事務局 山本牧・中村直人・富岡雅志以上16名

議事

- 1 2016年度の活動報告
- 2 2016年度の決算報告監査報告
- 3 2017年度の活動計画(案)
- 4 2017年度の予算(案)
- 5 委員の募集及び退任について
- 6 その他

1、2016年度の活動報告

経過 2016年 5月16日 総 会

7月15日 第1回協議会

10月17日 第2回協議会

12月 5日 第3回協議会

(1) 森林の取り扱い基本方針(別紙参照)

・天然林 A~C:これまでと同様、自然の推移を見守り原則手を入れなかっ

た。遊歩道にかかった、またはかかる恐れのある倒木、傾

倒木は伐採し遊歩道脇に集積した。

• 人工林 D : 別紙「突哨山 H28 年度間伐作業報告」参照

草 地 E : 遊歩道上への落枝処理、危険木処理を行った。遊歩道以外

のササなど草地を維持する活動は無かった。

(2) 旭川市、比布町、男山自然公園との連携

・比布町の以下企画に指定管理者、運営協議会が協力した。

4月:情報ボックス修理設置

樹液採取、間伐体験ツアー

春の町民参加型整備活動

5月:カタクリ散策ツアー

9月:町内名所めぐり

10月:情報ボックスの冬囲い

※随時、遊歩道の草刈や落枝処理などの整備を実施。

• 男山自然公園との連携は特になかった。

(3) 採集の問題

- ・採集については学術的調査、自然観察会、学校等での環境教育等で必要な 場合は指定管理者を通じ行政に届け出た上で最小限の採集を認めている。
- ・遊歩道上での希少種(草本)の盗掘痕を発見した(ぴぴの路ほか)。その 後盗掘された旨の看板を設置した。

澤田さん ぴぴの路遊歩道沿いにあったハナガサイチゲが盗掘された。ピップ イチゲも数は増えてきているが遊歩道から外れて足跡がついている。

(4) 外来生物対策

- ・ 春先のセイヨウオオマルハナバチの駆除活動 (大雪と石狩の自然を守る会)
- オオハンゴンソウの抜き取り(突哨山作業グループ)
- アライグマ(旭川生物多様性保全推進協議会)

(5) ヒグマの対応策

- a) ヒグマの糞、足跡、爪痕などの痕跡、目視による確認があった場合、またはヒグマと思われるような事象が確認された場合は、直ちに旭川市<u>土木部</u> 公園みどり課、環境部環境政策課、猟友会、突哨山運営協議会への連絡を行い、状況調査の協力要請を出す。
- b) 指定管理者・環境政策課・猟友会・突哨山運営協議会運営委員などの関係 団体により、現地確認をする。
- c) 猟友会の見解などをふまえ、状況に応じて住民・関係機関への警戒情報、 入山の見合わせ・入山規制等の告知、捕獲・捕殺処置、新聞報道依頼など の処置を検討し、指定管理者が実施する。

(6) 自然生態系の調査

①カタクリ開花調査

4月4日~6月13日(11回)。開花状況を調査し、指定管理者のホームページで開花の情報提供を行った。「突哨山カタクリ速報」ブログ。

②植生調査(3年毎の林床植物調査)

5月11日 ササ、カタクリ調査

2015年に風倒木発生のため延期していた調査を2016年10月13日、24日に実施した。

中村 ササ・カタクリ調査に関しては毎年実施している。

(7) 市民、市民グループ、研究者を含めた突哨山での活動

4月

- 4月29日~5月5日 花案内人の活動(もりねっと)
- セイヨウオオマルハナバチの駆除活動(大雪と石狩の自然を守る会)
- オオハンゴンソウの駆除活動(突哨山グループ)
- •4月26日~28日 近文第二小学校の総合的な学習の時間、生活科の時間(もりねっと協力)
- ・ぴぴの路の清掃活動と樹液、間伐体験(比布町)
- 4月19日 カタクリ広場整備(突哨山と身近な自然を考える会)

5月

- 5月1日 カタクリフォーラム(カタクリ楽団/突哨山と身近な自然を考える会)
- 野の花観察会(突哨山と身近な自然を考える会)

6月

- 6月25日 みどりの回廊展活動パネル展示(突哨山と身近な自然を考える会/もりねっと)
- 6月11日 野の花観察会(突哨山と身近な自然を考える会)

7月

- 7月7日 野の花観察会(突哨山と身近な自然を考える会)
- 7月16日 コウモリ観察会(オサラッペ・コウモリ研究所)
- 7月21日~24日 コウモリ調査(オサラッペ・コウモリ研究所)

8月

8月21日 野の花観察会(突哨山と身近な自然を考える会)

- ・8月28日~30日 近文第二小学校の総合的な学習の時間、生活科の時間(もりねっと協力)
- •8月31日~9月2日 コウモリ調査(オサラッペ・コウモリ研究所)

9月

• 9月10日 野の花観察会(突哨山と身近な自然を考える会)

10月

- 10月14日 草刈作業(突哨山と身近な自然を考える会)
- •10月16日、18日、25日 近文第二小学校の総合的な学習の時間、 生活科の時間(もりねっと協力)
- ・10月23日 芋煮会(突哨山と身近な自然を考える会)

12月

- 12月4日 間伐体験クリスマスツリーのおすそ分け(もりねっと)
- 1 2月4日 間伐体験(札幌 麦の子会主催 もりねっと協力)

1月

1月29日 林業研修(もりねっと)

2月

- ・2月1日~3日 間伐研修会(もりねっと)
- 2月14日、15日 近文第二小学校の総合的な学習の時間、生活科の時間(もりねっと協力)

3月

・3月8日 近文第二小学校の総合的な学習の時間、生活科の時間(もりねっと協力)

冬季間はカタクリ広場の除雪を突哨山と身近な自然を考える会で委託実施している。

(8) 指定管理者による通常管理業務

- ・巡回:週1回、強風や大雪後の緊急巡回も行った。
- 草刈り: 6月、8月。
- トイレ:①突哨山駐車場:地元住民。指定管理者の巡回時の清掃、点検。②カタクリ広場:地元住民。指定管理者の巡回時の清掃、点検。

(9)情報発信、普及活動

協議会への市民からの意見、要望等の受け入れと協議会からの情報発信

- ・突哨山ガイドマップの編集作業、配布 第7版5000部を運営協議会編集、指定管理者が発行し、現地の情報ボックスをはじめ、各施設や店舗に配布した。
- ・協議会ニュース 指定管理者のホームページ内で発信。カタクリ速報、イベント告知、協議 会議事録。
- 「みどりの回廊展」(6月、あさひかわ自然共生ネットワーク主催)にもりねっと(指定管理者)が参加し、協議会の活動を PR した。
- ・ブログ発信もりねっとのホームページで、突哨山の近況・活動報告を随時発信。
- ・入山記帳ノートによる意見や要望の聞き取りと、協議会への報告。

2、2016年度の決算報告、監査報告

2016 年度 突哨山運営協議会 決算報告

収 入

科目	予算額	決算額	備考
繰越金	57,004	57,004	
運営募金			
企画収入			
雑収入	13	13	利息
合 計	57,017	57,017	

支 出

科目	予算額	決算額	備考
企画費			
印刷費			
通信費	10,000	9,396	会議案内 郵送代
消耗品費			
雑費			
予 備 費	47,017	47,621	次年度繰越金
合 計	57,017	57,017	

監查報告書

2016 年度の突哨山運営協議会決算について、経理簿、通帳、支出関係書類 の監査を行った結果、適正に処理されていることを認めます。

2017年 4月2/日

監事 泽 田 勇 田 2017年 5月 4日 監事 工 藤 和

全会一致で承認されました。

3、2017年度の活動計画(案)

- (1)森林の取り扱い基本方針に伴う実施計画
 - 天然林 A~C:原則、自然の推移を見守る。
 - : 7年計画の5年目。16.28ha 中残り6ha。 人工林 D

今年度2haの間伐予定。

間伐イベントの実施。

「6番」人工林に観察道を設置する。

- 草 地 E : 原則、自然の推移を見守る。
- 遊歩道上への落枝、危険木は取り除く。
- 植生調査および樹木調査: 植生調査は2018年実施予定。

樹木調査は2019年実施予定。

外来生物対策および採集の問題:

春先のセイヨウオオマルハナバチの駆除活動

(大雪と石狩の自然を守る会)

オオハンゴンソウ、オオアワダチソウの抜き取り

(突哨山作業グループ)

アライグマ (旭川生物多様性保全推進協議会)

・標高 243m地点の草刈の継続と現地告知 笹刈り道の継続利用「7番」付近から。

草刈りは協議会で実施する。協議会での道具購入検討。

(2) 市民参加の促進

現在の予定

- ・4月29日~5月7日 花案内人の活動
- 4月6~8日、22日~30日 NHK 取材(さわやか自然百景)
- ・4月27日、28日 北海道大学環境科学院 ナニワズ調査
- 5~10月に毎月1回、野の花グループ(考える会)との共催で観察会の開催。
- ・4月~3月、近文第二小学校総合学習。もりねっと協力
- •6月~7月、コノハズクの声を聞く会(突哨山と身近な自然を考える会)
- 6月~9月、コウモリ調査(オサラッペ・コウモリ研究所)
- •6月、みどりの回廊展に参加(もりねっと、突哨山と身近な自然を考える 会)
- 7月~8月、コウモリ観察会 (オサラッペ・コウモリ研究所)
- 12月、間伐体験(もりねっと等)

中村 北大のナニワズ調査は6、7月頃に2回目の調査が実施される予定。

(3) 比布町、男山酒造との連携

「ぴぴの路」の管理や、比布町主催の突哨山で開催されるイベントへの参加 並びに告知の協力、人工林の手入れやイベントなどで今後も比布町と連携を 進める。

男山酒造とは課題が出てきた段階で考える。

(4)情報発信、普及活動

- ・ 突哨山ガイドマップの編集作業、配布 第8版5000部作成。
- 協議会ニュースもりねっとホームページ内
- 「みどりの回廊展」への参加
- ・ブログ発信もりねっとのホームページで、突哨山の近況・活動報告を随時発信。
- 入山記帳ノートでのコメント返信

・突哨山便り もりねっと HP ブログ掲載。情報ボックス内でのお知らせ。

(5) 突哨山運営委員による活動

- 現地検討会の実施
 - 一般参加者の募集も行う「あさひばし」「もりねっと HP」 昨年度は10月12日、29日実施。
- ・243m 地点までの草刈の実施 6月頃
- ・協議会発足からの活動記録誌の作成。

出羽さん 活動記録誌について、発足から10年の節目を迎えこれまでの活動 記録を残したい。発足からの経過や歴史。写真やコラムなど。編集メンバーを 決め後日会合を持つ。

4、2017年度の予算(案)

2017 年度 突哨山運営協議会 予算(案)

収 入

科 目	2016 年度予算	2017 年予算	備考
繰越金	57,004	47,621	
運営募金			
企画収入			
雑収入	13	13	利息
合 計	57,017	47,634	

支 出

科目	2016 年度予算	2017 年予算	備考
企画費		20,000	運営協議会の活動記録作成
印刷費			
通信費	10,000	10,000	会議案内 郵送代
消耗品費			
雑費			

予 備 費	47,017	17,634	次年度繰越金
合 計	57,017	47,634	

出羽さん 活動記録誌発行のための予算は暫定的に2万円計上している。見通 しが立った段階で補正予算を組む。不足する場合には募金をお願いすることも 考える。

澤田さん 以前募金をしていた時に協議会に出席していない人からは募金を募っていなかった。出欠に関係なく募金をお願いしたほうがいい。

5、委員の募集及び退任について

- (1) 「あさひばし」3月号及びもりねっと HP にて募集告知を実施した。 新委員への応募は1名あったが、協議会の趣旨を説明したところ辞退した。
- (2) 2017年3月1日付「突哨山運営協議会委員の再任確認のお願い」に て再任及び退任の意思確認を実施した。退任の意向を示された委員は以下の とおり。
 - ・堀川真さん ・成田一芳さん ・上野由美子さん ・陣内雄さん
 - ・清水省吾さん(事務局) 以上5名(順不同)

2016年度 突哨山運営協議会委員名簿			
		氏名	役職
1		塩田 惇	幹事
2		出羽 寛	会長
3		工藤 稔	監査
4		寺島 一男	
5	退任	堀川 真	
6		澤田 勇	監査
7		木村 宣昭	
8		工藤 由紀子	会計
9		黒川 博義	副会長
10		舟橋 健	幹事
11		松原 雅人(近二小教頭)	
12	退任	成田 一芳	
13		桐 一郎	幹事

14		尾崎良司	幹事
15		森木 邦男	
16	退任	上野 由美子	
17	退任	陣内 雄	
18		黒瀬 祐一(比布町役場)	
19		斉藤 郁生(旭川市役所)	
20		酒井 誠(旭川市役所)	
21		請川 淳也(旭川市役所)	
22		山本 牧	事務局
23	退任	清水 省吾	事務局

澤田さん 役員の任期と委員の任期が1年ずれているが何故か。

山本さん 新委員の募集がどこかで1年ずれた可能性がある。

出羽さん
任期サイクルを元に戻すため来年再度新委員の募集をする。

6、その他

(1)団体委員、事務局について

近文第二小学校、比布町役場、旭川市役所の団体に関しては団体を委員とし担当者を明記する。

これまで、事務局幹事として清水さんの名前が登録されていたが、今後事務局は「NPO 法人もりねっと北海道」の団体名とし担当者を明記する。

(2)植生調査経過報告

2009年より草本は3年毎、木本は5年毎、ササ・カタクリプロットは毎年 実施している。

突哨山運営協議会規約

突哨山は旭川北部の平野部に細長く突き出た「緑の半島」であり、国内最大級のカタクリ群落をはじめ、豊富な動植物が分布する、貴重な里山エリアです。一時はゴルフ場用地として民間企業に取得されましたが、身近な自然環境の保全を求める4万人を超える署名が集まり、2000年5月旭川市と比布町が151haを計4500万円で買い戻し、公有地としました。

多くの市民の願いがかない、大切な共有財産となった突哨山ですが、これを本当に「市民による市民のための市民の森」として育てるためには、市民の参加と合意に基づく、保全・管理を進めると同時に、環境教育や身近な自然への理解、安らぎの場として幅広く活用してゆくことが必要です。

この実現のために、突哨山運営協議会は幅広い市民の参画を得て、突哨山の科学的な調査・モニタリングを基に、保全と利用のバランスのとれたゾーニングと管理運営の方針を策定し、環境教育・施設整備・維持管理業務などの総合的・具体的な活用について提言します。そして、市民・行政・指定管理者の誠意ある対話と行動を積み重ね、新しい協働のモデルを育てます。

(名称)

第1条 この会は、突哨山運営協議会(以下「本会」という)と称する。

(目的と活動内容)

- 第2条 本会は、自然と人間が共生して作り上げた突哨山の保全と利活用の 両立を目指し、この里山を市民が自由に利用、遊び、学ぶ自然と位置 づけ、後世の人々に残していくため、突哨山の管理・運営方針を協議 ・策定し提言することを目的とする。
 - 2 本会は、この目的を達成するため次の事項について協議する。
 - (1)協議会の運営に関すること。
 - (2) 突哨山の保全と活用に関すること。
 - (3) 突哨山の指定管理業務に関すること。
 - (4) 市民の自主的活動に関すること。
 - (5) その他必要な事項。

(委 員)

- 第3条 本会は、市民・旭川市・比布町・指定管理者からなる委員で構成する。
 - 2 市民委員は隔年に若干名を公募する。
 - 3 委員の資格は、突哨山の運営・活動に関心があり、参加できる人。
 - 4 新委員は、役員会で選考の上、総会で決定する。
 - 5 委員の総数は 25 名以下とする。 うち市民委員は 2/3 以上とする。
 - 6 任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 7 定例協議会が必要と認めるときはオブザーバーとして関係する人や 機関の担当者を招くことができる。

(役 員)

第4条 本会に、会長1名、副会長1名、事務局幹事1名、幹事若干名、会計1名、監査2名の役員を置く。

- 2 前項の役員は総会で互選により選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 役員に欠員が生じたときは、総会において補充する。
- 5 補充役員の任期は前任者の残りの期間とする。

(役員の役割)

- 第5条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその役割を代行する。
 - 3 事務局幹事は総会、協議会、役員会の開催、および準備に係わる事 務処理、その他の事項について行う。
 - 4 幹事は会務処理を行う。
 - 5 会計は会計処理を行う。
 - 6 監査は会計および会の運営を監査する。

(会 議)

- 第6条 本会の会議は、総会、役員会、定例協議会とし、会長がその議長となる。
 - 2 定例協議会が必要と認めるときは小委員会等を置くことができる。

(総 会)

- 第7条 総会は年1回開催し、次の事項について審議、決議する。ただし、 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことが出来る。
 - (1) 事業報告と決算
 - (2) 事業計画と予算
 - (3) 役員の改選
 - (4) 新委員の就任および退任の承認
 - (5) 規約の改正
 - (6) その他必要な事項

(役員会)

- 第8条 役員会は会長、副会長、事務局幹事、幹事、会計で構成する。
 - 2 役員会は必要に応じて開催し、次の事項を協議する。
 - (1) 総会および協議会に付す議案について。
 - (2) 本会の運営に関すること
 - (3) その他必要なこと

(定例協議会)

第9条 定例協議会は年4回程度開催し、突哨山の管理・運営について協議する。

(運営年度)

第10条 本会の事業および会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(細目の決定)

- 第11条 本会の運営に関する細目は定例協議会で協議、決定する。
 - 2 本会の運営に係わる予算処置は細目で決定する。
- 付則 この規程は、平成 20 年 4 月 14 日から施行する。 平成 2 4 年 6 月 18 日改正
- 第2条(目的)と第4条(活動内容)を新第2条(目的と活動内容)に組み替え、第2項に(2)突哨山の保全と活用に関すること。を追加。
- 第3条(組織の構成)を新第3条(委員)とし、行政を旭川市・比布町に、N POを指定管理者に変更、第2から第7項を追加。
- 第5条(役員)と第6条(役員の任期)を新第4条(役員)に組み替え。役員 に事務局幹事を追加。
- 第7条(役員の職務)を新第5条(役員の役割)に変更、(3)事務局幹事の 役

割を追加。

- 第8条(会議)を新第6条(会議)に、協議会を定例協議会に変更
- 第9条(総会)を新第7条(総会)に変更、(4)市民委員と退任委員の承認 を

追加。

- 第10条(役員会)を新第8条(役員会)に変更、事務局幹事を追加。
- 第11条(協議会)を新第9条(定例協議会)に変更。
- 第12条(運営年度)を新第10条(運営年度)に変更。
- 第13条(細目の決定)を新第11条(細目の決定)に変更、第2項に本会の 予算処置を追加。
- 第14条を削除。